

「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」開催要綱

1 目的

NTTグループにおける共同調達に係る「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」答申（令和元年12月17日情報通信審議会）等を踏まえ、NTTグループにおける共同調達について検討を行う。

2 名称

本検討会は、「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) NTTグループにおける共同調達に関する検討
- (2) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要があるときは、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、本検討会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合は、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合は、非公開とする。
- (3) 本検討会の会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合は、非公開とする。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課がこれを行うものとする。

(別紙)

「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」構成員等

(敬称略、五十音順)

(座長) 相田 仁 東京大学大学院 工学系研究科 教授

石田 幸枝 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長

(座長代理) 関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授

西村 暢史 中央大学 法学部 教授

(オブザーバ) 日本電信電話株式会社

KDDI 株式会社

ソフトバンク株式会社